

道路登記を進めています

本町は町道や林道開設によって、用地が未登記で個人名義の公衆用道路が数多くあります。

不在町所有者名義や相続が必要となる道路用地に限らず、在町所有者名義の道路用地についても、年々、未登記用地が増えている状況です。

このため、道路登記を進めるにあたり、今年度から登記承諾員として、中越武久（船戸）、石川秀雄（杉ノ川）の2人を配置しました。

登記承諾員が道路用地の提供について、所有者等のご自宅へ伺いますのでよろしくお願いいたします。なお、道路用地が何箇所にもわたるため、その都度ご自宅等へ伺う場合もありますのでご了承ください。

登記は土地所有者や隣接地所有者等のご協力がなくては処理できないものですので、ご理解とご協力をお願いいたします。



中越 武久（船戸）



石川 秀雄（杉ノ川）

お問い合わせ先
建設課 電話62-2314

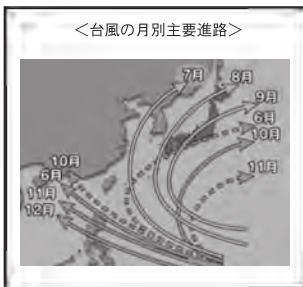
台風に備えて

台風シーズンを迎えようとしています。

2005年から2015年の10年間で、四国に接近した台風は7月が5回、8月が9回、9月が10回、10月が4回となっており、8月・9月がもっとも台風に注意が必要です。

台風が接近してから屋外に出るのは危険です。台風が接近する前に対策をとりましょう。

備えることはたくさんありますが、例を挙げますので参考にしてください。



- テレビの天気予報などで常に最新の台風情報を確認しておく。
- 側溝や排水溝は掃除して水はけを良くしておく。
- 家の周りで、風で飛ばされそうなモノは屋内へ入れておくか、飛ばされないように固定しておく。
- 停電に備え、懐中電灯のチェックや予備の乾電池などを確認しておく。

総務課 危機管理

◇違反広告物の一斉除去に関するお知らせ◇

9月1日から10日までは「屋外広告物適正化旬間」です。この間、屋外広告物のルールを知っていただくための普及・啓発活動を行うとともに、9月8日には、電柱や信号機、道路標識、ガードレールなどに貼られた「はり紙」「はり札」や「立て看板」など条例に違反している屋外広告物の県内一斉除去・指導の作業を行います。

美しいまち並みのためには、みなさまのご理解とご協力が必要です。よろしくお願いいたします。

【屋外広告の広告主及び広告業者のみなさまへ】

広告を出されるときは、最寄りの土木事務所(注意：高知市内は高知市役所)までお問い合わせください。また、県内で屋外広告業を営む方は、登録が必要です。

須崎土木事務所 維持管理課 電話 0889-42-1859

県庁都市計画課HP(屋外) <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170701/okugai.html>